土石流・流木対策施設が十分機能を発揮するよう、定期的および土石流発生後等に おいてすみやかに堆砂状況等の点検を行い、必要に応じて除石(流木の除去を含む) 等を行う。

また、土石流・流木処理計画上、除石(流木の除去を含む)が必要となる場合は、 搬出路を含め、あらかじめ搬出方法を検討しておくものとする。

解説

土石流・流木処理計画上、除石が必要となる場合は、搬出路の敷設等土砂及び流木の搬出方法や搬出土の受入先、除石(流木の除去を含む)の実施頻度等の除石(流木の除去を含む)計画を土石流・流木処理計画で検討する必要がある。なお、渓床堆積土砂移動防止工は除石(流木の除去を含む)を原則として行わない。

また、除石(流木の除去を含む)には、定期的な点検に基づいて平常時に流出する 土砂及び流木を除去する「定期的な除石(流木の除去を含む)」と、土石流発生後等 の緊急時に実施する「緊急除石(流木の除去を含む)」とがある。「定期的な除石(流 木の除去を含む)」と「緊急除石(流木の除去を含む)」の基本的な考え方は、それぞ れ以下に示すとおりである。

(1) 定期的な除石(流木の除去を含む)

定期的な除石(流木の除去を含む)は、平常時に流出した土砂及び流木等から主として、計画堆積量を確保するために行うものである。

土石流・流木対策施設に対しては、定期的な点検を行い、その結果、土石流・流木 処理計画上必要としている計画捕捉量・計画堆積量を確保する必要が生じた場合に除 石(流木の除去を含む)を実施する。

(2) 緊急除石(流木の除去を含む)

緊急除石は、土石流発生等の出水により流出した土砂及び流木から計画捕捉量・計画堆積量を確保するために行うものである。

土石流・流木対策施設に対しては、土石流発生後等において、次期出水にそなえて、

緊急点検を行い、その結果、土石流・流木処理計画上必要としている計画捕捉量・計画堆積量を確保する必要が生じた場合に緊急に除石(流木の除去を含む)を実施する。

なお、除石を実施する際に、透過部断面を閉塞した礫がほぐれて突発的に下流へ流 出する危険があるため、除石は直下から行わず、原則として上流から実施する。